

● 坂戸市職員に対する働きかけに関する取扱要綱

平成16年5月18日 告示第99号

(目的)

第1条 この要綱は、職員が、その職務に関して外部の者から受ける働きかけについて、記録、報告及び情報の共有の手続を定め、組織として適切な対応の徹底を図るとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する常勤の者をいう。

2 この要綱において「働きかけ」とは、次に掲げる場合をいう。ただし、不特定の者が傍聴できる公開の場において提言、要望等として行われる場合及び陳情書、要望書等書面により提言、要望等として行われる場合を除く。

(1) 本市が行う許可若しくは認可、本市が当事者となる契約又は職員の採用、昇任、人事異動等に関し、特定の者に対して有利な取扱いをし、又は不利益な取扱いを求める場合

(2) 職務の遂行に関し、特定の者に義務のないことを行わせ、又は特定の者の権利の行使を妨げる場合

(3) 執行すべき職務を執行せず、又は所定の期限までに執行しないよう求める場合

(4) 職務上知り得た情報を漏えいさせようとする場合

(5) 公務員としての職務に係る倫理に反する行為を求める場合

(6) その他、法令により与えられた権限の行使に当たって、合理的な理由がなく、公正中立な行政執行を妨げる場合

(対応措置)

第3条 働きかけを受けた職員は、速やかに坂戸市職員に対する働きかけに関する報告書（別記様式、以下「報告書」という。）を作成し、所属長へ報告するものとする。

2 働きかけを受ける場合、複数の職員で対応することを原則とし、常に公正中立の立場を明らかにできるよう努めるものとする。

3 報告を受けた所属長は、報告書に対応方針を記載し、所属部長に報告し、その決裁を受けるものとする。この場合において、所属部長は、当該働きかけの内容が重要又は異例なものと判断するときは、市長に報告するものとする。

4 所属長は、働きかけの内容が他の部局に関係する場合には、関係する部局長に状況を報告し、対応を協議するものとする。

(対応方針の回答)

第4条 職員は、前条第3項の規定による対応方針の決裁後、必要に応じて当該働きかけを行った者に対し回答するものとする。ただし、当該働きかけが簡易なもの又は緊急を要するものであるときは、必要に応じて所属長の了解を求めた上、報告書を作成する前にその場において、口頭により回答ができるものとする。

(対応結果の報告)

第5条 職員は、前条の規定により回答したときは、報告書に対応結果を記載し、所属長を経て、所属部長に報告し、その決裁を受けるものとする。この場合において、第3条第3項後段の規定により市長に報告したときは、所属部長は、市長に報告するものとする。

る。

2 職員は、前項の報告の決裁を受けたときは、報告書の写しを職員課長に送付するものとする。

3 職員課長は、前項の規定により送付された報告書の内容を、随時まとめて公表するものとする。

(努力義務)

第6条 職員は、この要綱の対象とならない要請、苦情等（公式又は公開の場でなされたもの、単なる照会等を除く。）については、この要綱の例により適切に処理するよう努めるものとする。この場合において、各課等で独自の様式を用いているときは、その様式を使用することができる。

(文書の保管、保存及び公開)

第7条 第3条の規定により作成された報告書は、坂戸市文書規程（平成13年坂戸市訓令第9号）により保管及び保存するとともに、坂戸市情報公開条例（平成11年坂戸市条例第13号）第2条第2項の公文書として取り扱うものとし、この公文書の公開又は非公開は、同条例第7条に定めるところによるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年6月1日から施行する。

坂戸市職員に対する働きかけに関する報告書

（課名）

決 裁						
部 長	次 長	課 長	主席主幹	主 幹	主 査	担 当
合 議						
日 時	年 月 日 ()					時 分
場 所						
方 法	口頭 ・ 電話 ・ その他 ()					
職 員 の 職 ・ 氏 名				同席者(職員 の職・氏名)		
働きかけをした 者の氏名・職 等・連絡先						
内 容 (※簡潔に要旨 を記入)						
その他参考事項						
対 応 方 針						

決 裁						
部 長	次 長	課 長	主席主幹	主 幹	主 査	担 当
対 応 結 果 (処理経過)						

※すべての処理が終了した際には、本書の写しを職員課へ提出すること。

坂戸市職員に対する働きかけに関する取扱いフロー

